

養育特例の情報照会 本格運用が開始されました

養育特例事務における個人番号を利用した情報照会は、10月8日から本格運用が開始され、**住民票の添付を省略できるようになりました。**

ただし、戸籍は情報照会の対象外のため、引き続き添付が必要です。

住民票の添付を省略するには

申出書に個人番号を記入し、戸籍に加え、次のAまたはBの書類が必要です。

A

マイナンバー
カードの
両面のコピー

または

B

マイナンバーが
確認できる書類

個人番号の表示のある
住民票のコピーなど

+

身元（実存）確認書類

運転免許証、
パスポートのコピーなど

情報照会の開始に伴い**養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届出書**が変更になりました。
新様式は、[こちら](#)からダウンロードすることができます。